

岡垣町後援等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡垣町（以下「町」という。）が町以外のものが主催する事業を後援等を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 事業の趣旨に賛同し、町の名義使用を認めること。
- (2) 共催 事業の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担すること。
- (3) 協賛 事業の趣旨に賛同し、物品の提供、広報その他の援助を行うこと。
- (4) 後援等 後援、共催又は協賛をいう。

(名義使用)

第3条 後援等において使用する名義は「岡垣町」とする。

(基準)

第4条 町長は、次に掲げる基準により審査の上後援等を行う。ただし、町長が適当と認める場合はこの限りでない。

- (1) 主催者に係る基準
 - ア 国又は地方公共団体
 - イ 公益的法人又はこれに準ずる団体
 - ウ その他の団体で次号に該当する事業を行うもの
- (2) 事業に係る基準
 - ア 町の総合計画の推進又は地域活性化に寄与する事業であること。
 - イ 一般住民の参加が可能な事業で、町内で開催されるものであること。（町外で開催される事業については、岡垣町民の多数の参加が見込まれるもの又は町の魅力発信に寄与するものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、後援等を行わない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治的目的を有するもの
- (3) 宗教的目的を有するもの
- (4) 前3号のほか町長が不相当と認めるもの

(申請)

第5条 町に後援等を依頼しようとするものは、後援等申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、必要に応じて、前項の申請書に次の各号の資料の添付を求めることができる。

- (1) 事業に係るパンフレット（町の名義を印字する予定のもの）
- (2) 事業計画書及び収支予算
- (3) 主催団体の規約及び構成員名簿
- (4) その他当該申請の審査に関し参考となる資料

(承認)

第6条 町長は、前条第1項の申請があった場合は、これを受け付けるとともに、当該申請の内容を速やかに審査しなければならない。

2 町長は、第4条の基準に照らして、前条の申請を適当と認めるときは、後援等承認通知書（様式第2号）により通知を行う。

3 町長は、第4条の基準に照らして、前条の申請を承認しないときは、後援等不承認通知書（様式第3号）により通知を行う。

（承認の取消し）

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に承認した後援等を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請により後援等の承認を受けたとき。

（2）申請者が承認通知書に付した条件に違反したとき。

（報告）

第8条 町長は、必要があると認めるときは、事業の主催者に対し、後援等事業実績報告書（様式第4号）の提出を求めることができる。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。